

土木工事における熱中症対策に関する試行要領

制 定 令和6年6月13日6企技第337号

1 趣旨

本要領は、夏季における猛暑日の増加などの気候状況を考慮し、建設現場における安全対策を進めるため、熱中症対策に必要な経費の計上及び工期の追加に関して、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度(°C)以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

「工事の始期」は着工日とし、「工事の終期」は契約工期末日とする。

なお、年末年始休暇(7日間)、夏季休暇(7月～8月にかかる工事は7日間、7月または8月にのみかかる工事は4日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事着手日から工期末までの真夏日の日数} \div \text{工期}$$

3 対象工事等

(1) 建築関係工事積算基準を適用する工事を除く工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

4 気温の計測・真夏日率算出方法等

(1) 真夏日の計測方法

受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書に記載し提出しなければならない。

1) 本試行にあたっては、下記①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25度（℃）以上となる日を真夏日と見なす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の気温が30度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度（℃）以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上、又はWBGTが25度（℃）以上の場合、真夏日とする。

2) 休工日においては、上記①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

3) 上記①～③によりがたい場合は、現場内を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

(2) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、真夏日の日数を算出するものとする。

ただし、休工日の日数は真夏日の日数に含めないものとする。

(3) 計測結果の報告

受注者は施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督員に提出するものとする。

(4) 真夏日率算出方法

以下の式により、真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率} \times 1 = \text{工事着手日から工期末までの真夏日の日数} \div \text{工期} \times 2$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 工期は工事着手日から工事完成日までの期間をさす。

なお、年末年始休暇（7日間）、夏季休暇（7月～8月にかかる工事は7日間、7月または8月にのみかかる工事は4日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

＜参考＞●運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

5 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} \times 3 = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times 4$$

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times 5 \times \text{補正係数} \times 6) + \text{補正値})$$

※3 補正値(%)は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4 真夏日補正係数：1.2

※5 現場管理費率は東日本大震災の復旧復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済の値とする。

※6 土木工事標準積算基準書における「地域補正の補正係数」をさす。

6 工期の変更

受注者は、工事期間内において猛暑により現場作業を休止し、かつ、上記4(1)の条件を満たす場合、休止した時間を日数に換算（小数点以下切り上げ）し、休止した日数分の工期追加について、発注者と協議することができるものとする。また、根拠資料として、工事日報と気温等の観測データを添付する。

7 対象工事である旨の明示

「特記仕様書」に下記事項を追加する。

(記載例)

第〇章 熱中症対策に関する現場管理費の補正及び工期の変更

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は、「土木工事における熱中症対策に関する試行要領」の対象工事である。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。

9 附則

この要領は、令和6年6月13日から起工する工事に適用する。

また、令和6年6月13日より前に起工した工事については、「6 工期の変更」を準用し、受発注者間で協議し、必要と認められる場合は、工期を変更する。

なお、本要領の適用に伴い、令和5年10月2日付け5企技第751号の通知は廃止する。